

（報告）「超高齢社会における生活習慣病の研究と医療体制」

1 現状及び問題点

超高齢社会に突入した我が国の喫緊の課題は生活習慣病に起因する高齢者疾患への対応である。健康寿命は平均寿命より約 10 年短いことが大きな社会的問題を形成している。更なる研究の深化、より適切な診療体制の提供、市民への啓発が求められる。

2 提言の内容

(1) 医療関連ビッグデータ・登録事業を用いた疫学研究

医療ビッグデータベースを利用して行われる疫学的研究は高齢者における生活習慣病の診療の実態の分析や病態解析、創薬等の新規治療法の開発に必要である。ゲノム情報をはじめとするオミックス情報を電子的医療情報とを統合的に集積した解析手法の開発が求められる。

(2) 基礎研究

生活習慣病領域の基礎研究で求められるのは、ゲノム情報を始めとしたオミックス情報への多面的なアプローチとシステム的な解析である。さらに iPS 細胞を用いた病態研究、分子イメージングや微細構造解析、数理モデルを導入した生体シミュレーション、医療関連ビッグデータから様々な種類のリスク因子を探索し、個々人の疾患発症を予測するアルゴリズムの開発研究など医学、工学、情報学等との様々な新領域、融合領域の研究の発展が必要である。

(3) 研究者の育成

臨床医として基礎研究に従事する研究者の減少に伴って我が国から発信される基礎医学論文が減少している。競争的資金の強化、基盤的経費による研究機関への財政的支援、研究を支えるインフラストラクチャーの整備、教育体制の充実、研究者としてのキャリアパスの検討等の充実が望まれる。

(4) 高齢者医療とそれを支えるための社会システムと診療提供体制

高齢者の生活習慣病にはフレイル、併存疾患、治療への抵抗性、治療目標の確立、世帯構成の関わり、生活環境といった高齢者固有の問題が大きく関わる。多職種のプロフェッショナルが地域の中でケアしていくシステムが必要である。その実態の調査とケアシステムの確立に向けた対策が必要である。

(5) 対策基本法の制定

研究推進に加えて、疾患登録を進め、診療体制を改革する必要がある。啓発活動を通じた予防、生活の質の向上に向けた診療体制、再発予防などを可能とするシステム確立を行うために生活習慣病に対する対策基本法が必要であり、その制定を望むものである。